

神奈川県 鎌倉市
循環型社会形成推進地域計画
(第2期)

鎌 倉 市

平成26年12月12日
(平成28年3月31日変更)
(平成28年 月 日変更承認)

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	7
3	施策の内容	8
(1)	発生抑制、再使用の推進施策一覧	8
(2)	処理体制	12
(3)	処理施設等の整備	15
(4)	施設整備に関する計画支援事業	17
(5)	その他の施策	18
4	計画のフォローアップと事後評価	20
(1)	計画のフォローアップ	20
(2)	事後評価及び計画の見直し	20

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	鎌倉市
面積	39.53 km ²
人口	174,162 人(平成 24 年 10 月 1 日現在)

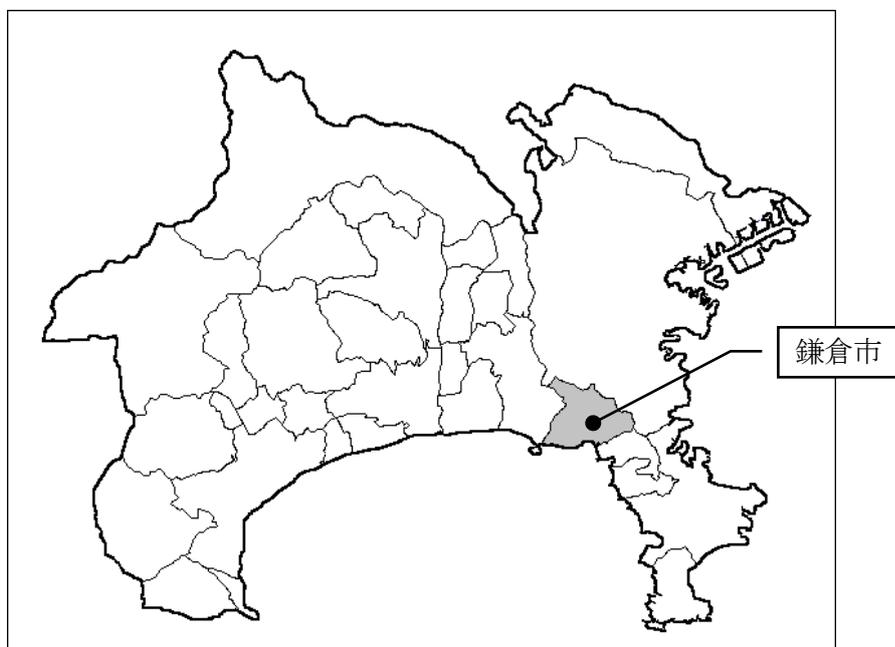


図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 背景

鎌倉市は、神奈川県南東部、三浦半島の基部に位置し、南側に面する海からの影響で、内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かいという温暖な気候に恵まれている。総面積は 39.53 km²で、神奈川全域の約 1.6%を占めている。

ごみ処理施設の状況をみると、二つある焼却施設のうち今泉クリーンセンターでの焼却を平成 27 年 3 月に停止する一方、名越クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施して延命化をはかったが、平成 36 年度に施設の稼働を終える予定としているため、平成 37 年度までに新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設を目指している。また、現在、焼却残さは最終処分場への埋立ては行っておらず、すべて熔融固化処理をしている。

イ 施策の方向

家庭系一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進に努めた結果、鎌倉市はリサイクル率が48.1%と神奈川県内でも最高水準を維持しており、これからも循環型社会の形成に向けて環境負荷の低減を図るとともに、ごみの減量・資源化をさらに推進していく考えである。平成27年4月から、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」については指定袋による有料化を実施している。

事業系一般廃棄物についても、家庭系一般廃棄物と同様に事業活動におけるごみの発生抑制と資源物等の分別徹底が必要であることから、排出事業者に向けた啓発及び指導を行っていく。事業所への排出指導を推進するため、平成25年1月から今泉クリーンセンターにコンベア式の検査機と検査員を配置し、ピット投入時の検査を実施している。

また、生活排水による環境負荷の低減を図るための施策として合併浄化槽の普及を進めるものとしている。

(4) 広域化の検討状況

本市は「神奈川県循環型社会づくり計画」において横須賀三浦ブロックに位置づけられており、ブロック内での協議に基づいて、逗子市とともにごみの広域処理を目指していた中で、平成28年5月に、新たに葉山町を加えて、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、2市1町での広域処理を目指すこととした。

その後、平成28年7月に、2市1町で広域連携を図る上での基本理念・基本方針をまとめた覚書を締結した。覚書は、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現をめざすことを基本理念とし、基本方針で、可燃ごみの焼却処理は、当分の間、鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画中的の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理していくこととしており、本市の可燃ごみは本市単独で処理していく計画としている。

ごみの発生抑制、減量・資源化の手法については、各々の目標達成に向けた努力を行うほか、焼却施設以外の資源化等について、将来的に広域化を目指し、協議を行っていくこととしている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、67,503 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 32,497 トン、リサイクル率は 48.1% である。

中間処理による減量化量は、35,006 トンであり、総排出量の 51.9% が減量化されている。また、平成 13 年度以降、埋立処分は行っていない。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 37,891 トンである。名越クリーンセンター（焼却施設）、では温水の場内利用を行っている。

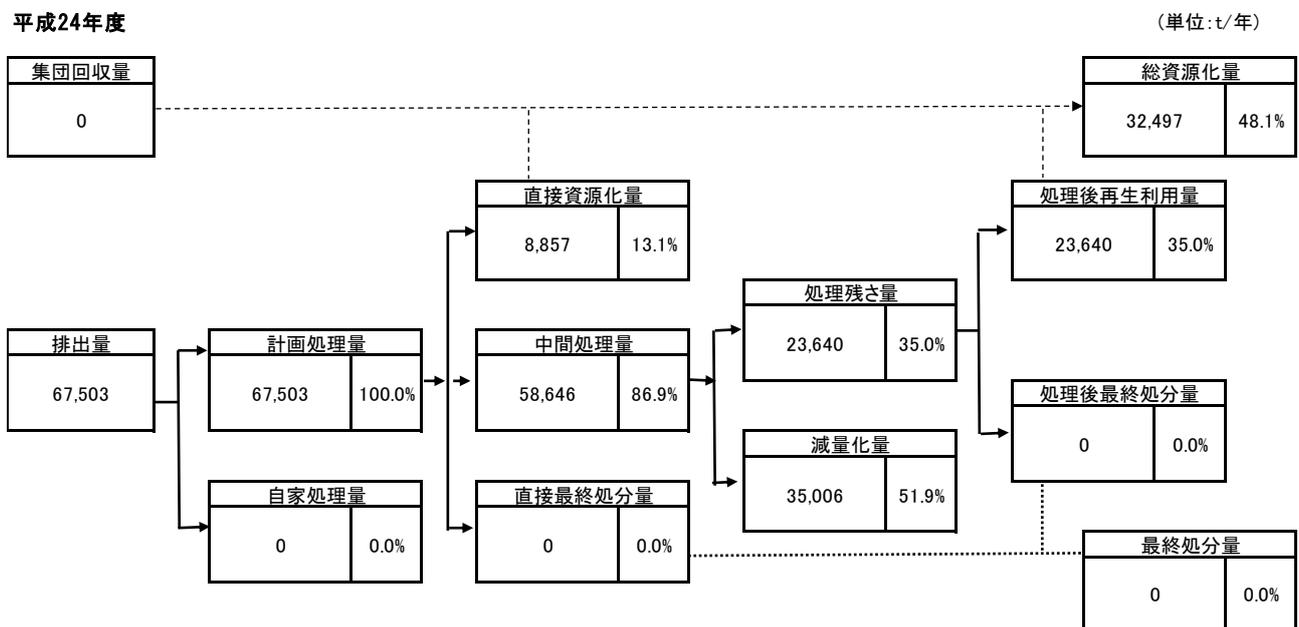


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水処理の現状

平成 24 年度の生活排水処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。
生活排水処理対象人口は、全体で 174,162 人であり、水洗化人口は 157,849 人、汚水衛生処理率は 90.6% である。

し尿発生量は 1,147kl / 年、浄化槽汚泥発生量は 3,115kl / 年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 4,262kl / 年である。

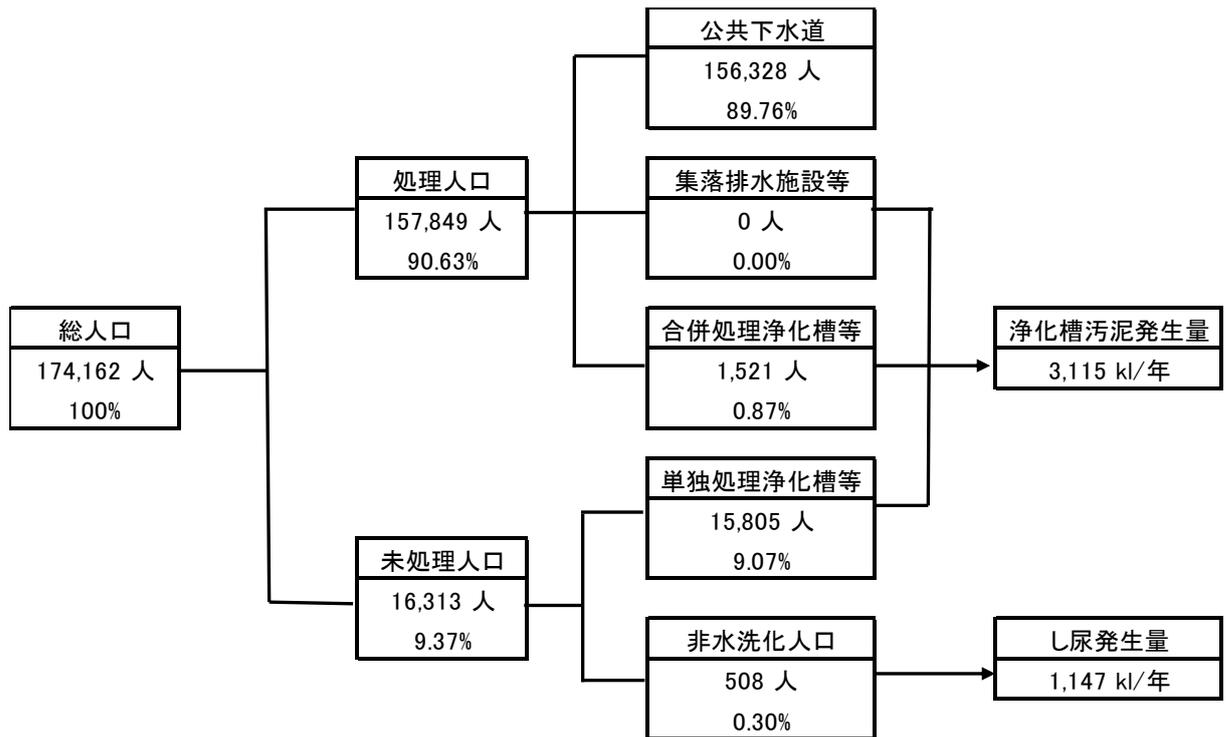


図 3 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中は廃棄物の減量・資源化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成24年度)	目標(割合※1) (平成32年度)
排出量	事業系 総排出量	18,706 トン	16,079 トン (-14.0%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.59 トン/事業所	2.13 トン/事業所 (-17.8%)
	家庭系 総排出量	48,797 トン	43,692 トン (-10.5%)
	1人当たりの排出量※3	280.2 kg/人	254.7 kg/人 (-9.1%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	67,503 トン	59,771 トン (-11.5%)
再生利用量	直接資源化量	8,857 トン	8,900 トン (14.9%)
	総資源化量	32,497 トン	31,917 トン (53.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	0 MWH	0 MWH ()
減量化量	中間処理による減量化量	35,006 トン	27,854 トン (46.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン	0 トン ()

事業所数:7,228 事業所(平成23年度経済センサスー活動調査より平成24年度を推計)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

ただし、総資源化量については、リサイクル率で示す。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

平成32年度

(単位:t/年)

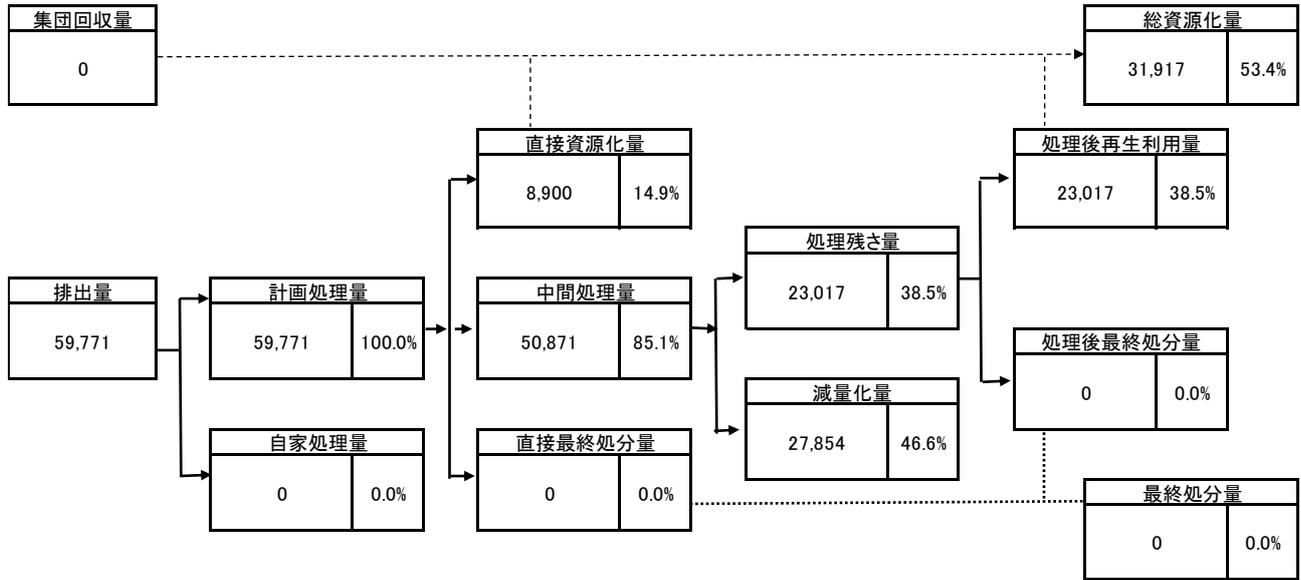


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

	区 分	平成 24 年度実績	平成 32 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	156,328人 (89.76%)	156,505人 (91.22%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	1,521人 (0.87%)	1,473人 (0.86%)
	未処理人口	16,313人 (9.37%)	13,590人 (7.92%)
	合 計	174,162人	171,568人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,147 キロリットル	688 キロリットル
	浄化槽汚泥量	3,115 キロリットル	2,905 キロリットル
	合 計	4,262 キロリットル	3,593 キロリットル

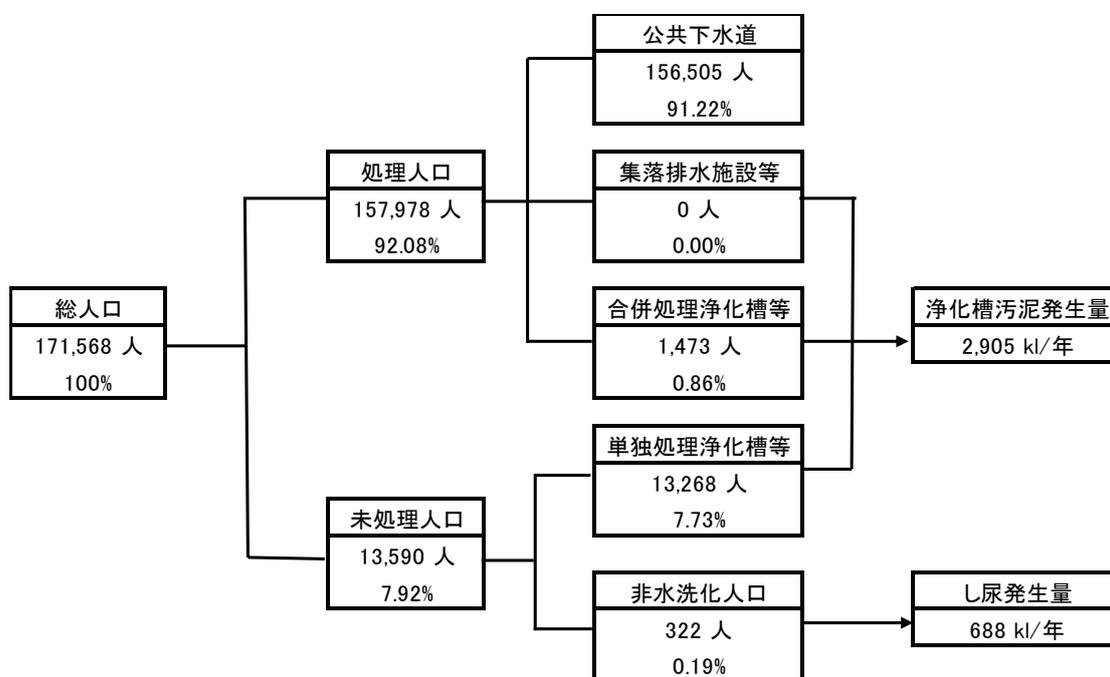


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

3 施策の内容

区分	事業名等	事業内容
施策1-1 リデュース(発生抑制)の推進	(1)家庭における食品ロスの削減	食材の使い切りや保存方法、食べきりに関し、パンフレットの配布や説明会などの啓発を通じて、食品ロスの削減を図る。
	(2)飲食店等における食品ロスの削減	飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を進める。また、食品の製造、販売をする事業者に対しても、フードバンクの活用も含め、食品ロスの削減について呼びかける。
	(3)水切りの普及啓発	家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組みの実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組み方法について普及啓発を実施する。
	(4)家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の助成制度や市役所窓口での直接販売を継続し、ライフスタイルに合った使用方法やコストに関する情報提供を行う。大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進める。
	(5)事業所から排出される生ごみ資源化の促進	多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化を進めるとともに、促進するための制度を検討する。さらに、事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とすることを検討する。
	(6)生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進する。
	(7)事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	事業系ごみについては、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討する。家庭系ごみについては引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続することとする。
施策1-2 リユース(再利用)の推進	(1)不用品登録制度などのリユース制度の拡充	不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度(リユースネット)の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行う。リユース食器利用費補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指す。
	(2)リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	地域や民間業者、各種団体が主体となるリユースの活動について情報提供等を行い、地域の自立した活動を支援する。

施策 1-3 リサイクル（再生利用）の推進	(1) ごみの資源物の分別徹底	市民、事業者の皆様にごみと資源物の分別を徹底していただくことにより、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図る。
	(2) 新たな資源化の検討	処理コストを考慮しながら、資源化方法の改善を図るとともに、資源化品目の拡大（製品プラスチック、木くず）、新たな資源化（皮革製品、羽毛・綿衣料品、紙おむつ、生ごみなど）や分別区分の見直しの検討を行い、可能な品目から順次実施する。
	(3) 店舗等の店頭回収の推進	スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進する。
施策 2-1 市民に対する働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用し、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き行う。
	(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	分別区分やごみ量の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組み方法や効果などを積極的に情報提供する。
	(3) 多様なツールによる情報発信	インターネットの浸透やスマートフォン等の普及を踏まえるとともに、不特定多数の人にPRできるような多様なツールによる発信により、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境をつくる。
	(4) 学校等における環境教育の推進	今後も引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図る。
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援	自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会等の機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する3R推進事業奨励金交付制度など地域に根差した3Rの取組みに対する支援を行う。
	(6) 不適正な排出に対する指導	資源物混入率が高い地区や周知が行き届いていない地区やワンルームなどの共同住宅等を中心に分別の周知等を行う。また、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行う。
施策 2-2 事業者に対する働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	各業種における3Rの具体的な取組み事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行う。
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	検査による指導を強化するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防止する。

施策 3 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進	発生抑制、資源物の資源化を進めたいうえで排出される廃棄物については、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図る。
	(2) 処理における環境負荷の低減	効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施することで、環境負荷の低減を図る。
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在のコストを踏まえ、収集運搬、中間処理、処分経費について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減する。
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行う。クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努める。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応する。
施策 4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	戸別収集の実施については、市民のアンケート結果等を含め、戸別収集のメリットなど改めて整理を行い、市民理解が得られるよう引き続き検討が必要である。
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	分別方法について分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討する。
施策 4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式(複数事業者による資源物の収集)による古紙等の収集など、小規模事業所が排出しやすい最適な処理体制を検討する。
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」について、積極的なPRにより認知度を向上させるとともに、取組みやすいシステムの検討や、普及、導入に向けたサポートを行う。
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR	ごみの減量・資源化の推進等に取り組む事業所「エコショップ」の自主的な地域での取組みを積極的にPRしていく。また、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬許可業者に対して優良事業者認定制度を導入し、表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討する。

施策 5-1 市民、事業者、 行政の連携・協 働体制の整備と 取組みの推進	(1) 3 R 推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3 R 推進に向けた取組みを推進する。
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出されており、市民、事業者、市の掛け橋を担っているため、3 R を進める地域のリーダーとして行動することとする。また、主体的に3 R に取り組む関係団体と情報交換を行い、3 R の取組みが発展していくよう検討する。
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組み状況等に関する情報発信を積極的に行う。
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3 R に取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、チラシやメディア等を通じて情報発信を行う。
施策 5-2 事業所としての 市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3 R の取組み	環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」の運用を継続する。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3 R の取組みを進める。
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品、長く使用できるものを選択するよう推進する。
施策 6 将来にわたる安 定的な処理に向 けたごみ処理施 設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備	新ごみ焼却施設の建設にあたっては、安全・安心で、環境に十分配慮し、市民に愛され、地域に開かれた施設を目指していく。また、これまで未利用であったごみの焼却から得られるエネルギーの利活用を図るとともに、災害に強い施設を造る。
	(2) リサイクル処理等の処理施設のあり方の検討	新ごみ焼却施設の平成 37 年度稼働を踏まえ、笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設等、本市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討していく。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

家庭系ごみについては、平成9年度から本格的に資源物の分別収集を開始した。平成12年11月からはペットボトルの分別収集、平成16年2月からは資源物の毎週収集、平成17年10月からは容器包装プラスチックの分別収集、平成19年4月からは廃食用油の分別収集を実施してきた。資源物については、現在、飲食用カン・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、紙類、布類、廃食用油に分別し処理を行っている。

燃えないごみや粗大ごみからは鉄類、アルミ、銅等の金物類やプリント基板などの有価物を選別して資源化するとともに、残さは民間事業者で熔融固化して、ガスや路盤材、金属原料等に資源化しているほか、粗大ごみの木製家具や木質廃材はチップ化して固形燃料として再利用している。危険・有害ごみの乾電池・蛍光管からは、鉄、亜鉛、マンガン、水銀などの金属類やソーダガラス、蛍光粉を回収し資源化している。布団・畳は、RPFに資源化している。また、平成27年1月15日から、製品プラスチックの分別収集を行うとともに、平成27年4月から、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」については指定袋による有料化を実施している。

ごみの焼却により発生した焼却残さは、平成12年度から複数の民間事業者へ熔融固化処理、焼成処理の委託を行っている。熔融固化処理で生成された熔融スラグは、再生品として道路路盤材などに活用するなど、減量、資源化に積極的に取り組んでいる。

今後も引き続き市民、事業者、行政が連携・協働して更なるごみの3Rを進め、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指していく。

焼却ごみの処理については老朽化が進んでいる既存焼却施設の延命化を図るとともに、その稼働期間終了後の新しい焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の整備を行い、安定した処理体制を構築し、環境負荷の軽減に努めていく。また、新しい焼却施設の施設規模については、できる限りごみの減量・資源化を図った上で、それでも排出されるごみについて、焼却してエネルギー回収を行うという考え方から設定する方針である。施設の稼働は平成37年度からを目指している。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

市が処理する事業系ごみは、現在、燃やすごみと植木剪定材である。これらは市による収集・運搬を行っておらず、事業者が収集・運搬許可業者等に委託するなど自ら処理、処分を行っている。

今後、燃やすごみについては、多量排出事業所に、排出する生ごみを自ら資源化することに積極的に取り組んでもらうと同時に、一定排出量以上の排出事業者には、市が取り組んでいく生ごみの減量のために分別排出をしてもらい、焼却量を抑制する予定である。

ウ 今後の処理体制の要点と課題

(ア) 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

ごみの発生抑制の取組みを進めた上で排出される廃棄物については、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる費用負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立を目指す。

(イ) 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要がある。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究する。

(ウ) 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所は、個々に一般廃棄物収集運搬許可業者と契約すると効率が悪く、経費が高くなる等の理由で、地域のクリーンステーションに排出してしまっているという現状がある。市では、こうした小規模事業所が排出者責任に基づき、事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討する。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組みを積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やしていく。

事業系処理手数料については、社会情勢等を勘案しながら、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていく。

(エ) 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

焼却施設である名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を行ったものの、稼働から30年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。将来にわたって安定したごみ処理を継続していくためには、新たなごみ焼却施設の建設が不可欠であることから、平成37年度の稼働を目指し、新ごみ焼却施設の整備を行う。また、その他の処理施設については、処理方法のあり方の検討を行い、個別施設計画に反映していく。

(オ) 生活排水処理

生活排水処理に関して、現況で生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り式便槽及び単独処理浄化槽世帯に対し、下水道事業計画区域については、公共下水道への接続を図っていくとともに、合理的な処理体制を形成するため、その他の地域については合併処理浄化槽による処理への切り替えの推進に努める。

表3 区分別と処理方法の現状と今後

現状(平成 24 年度)			
区分別	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃やすごみ	焼却 (残さ→溶融)	市施設	36,285
燃えないごみ 危険・有害ごみ	リサイクル 焼却 (残さ→溶融) 溶融(不燃残さ)	市施設 (選別等は委託)	1,428
使用済食用油	リサイクル	委託	38
植木剪定材	リサイクル	委託	10,867
飲食用カン・ビン	リサイクル	市施設	2,095
ペットボトル	リサイクル	委託	511
容器包装 プラスチック	リサイクル	委託	2,163
紙類	リサイクル	委託	7,658
ミックスペーパー	リサイクル	市施設 (選別等は委託)	2,508
布類	リサイクル	委託	990
粗大ごみ	リサイクル 焼却 (残さ→溶融) 溶融(不燃残さ)	市施設	554
直接搬入量	リサイクル 焼却	市施設 (選別等は委託)	7,572
その他(布団、畳、 木質廃材)	リサイクル	市施設 委託	660



今後(平成 32 年度)				
区分別	処理方法		処理施設等	処理量 (トン)
燃やすごみ	焼却	残さ→溶融	市施設	28,110
燃えないごみ 危険・有害ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物: 資源化 可燃物: 残さ→溶融 不燃残さ: 破碎→溶融	市施設 (選別等は委託)	1,233
使用済食用油	リサイクル	売却	委託	38
植木剪定材	リサイクル	破袋・破碎→資源化	委託	11,011
飲食用カン・ビン	リサイクル	選別→圧縮→売却	市施設	2,060
ペットボトル	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	526
容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	委託	2,542
紙類	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	7,483
ミックスペーパー	リサイクル	圧縮・梱包→売却	市施設 (選別等は委託)	2,273
布類	リサイクル	選別→売却	委託	1,053
粗大ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物: 資源化 可燃物: 残さ→溶融 不燃残さ: 破碎→溶融	市施設	632
直接搬入量	リサイクル 焼却	資源物: 資源化 可燃物: 残さ→溶融 不燃残さ: 破碎→溶融	市施設 (選別等は委託)	1723
その他(布団、畳、 木質廃材)	リサイクル	資源物: 資源化	市施設 委託	670
製品プラスチック	リサイクル	資源物: 資源化	委託	417

※ ミックスペーパー: 紙類のうち紙バック、新聞紙、雑誌、ボール紙、段ボールを除いた紙類

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4-1及び表4-2のとおり必要な施設整備を行う。

表4-1 交付対象事業として整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	未定	鎌倉市	H32～H36 (第三次計画で整備)

(整備理由)

事業番号 1 将来にわたり安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設の建設を検討する。

表4-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
2	エネルギー回収推進施設	名越クリーンセンター基幹的設備改良事業	150 t/日	鎌倉市	H24～H27

(整備理由)

事業番号 2 稼働後 27 年が経過し、今後新たな処理システムを整備するためには更に今後 10 年以上の期間が必要であり、その間現施設を支障なく稼働させるために基幹的設備改良を実施し、CO₂削減及び施設の延命化を図る。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成24年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	0	15	24	H27～H31
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	0	15	24	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に関する基本設計等調査事業（事業番号1）	基本設計等	H27～H31
	新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に関する生活環境影響調査事業（事業番号1）	生活環境影響調査等	H30～H31
	新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に関する発注支援業務（事業番号1）	発注支援業務等	(H32～H33) (第三次計画で整備)

(5) その他の施策

ア 不法投棄対策

全市で 30 人委嘱しているまち美化推進員をはじめ、市民から通報を受け、不法投棄物の迅速な回収・処理を心がけ、新たな不法投棄の防止に努めるとともに、神奈川県と合同で年 6 回、山林や道路際、谷戸など不法投棄されやすい場所をパトロールしている。

また、不法投棄されやすい場所には防止看板を設置するなど防止策を講じている。平成 24 年度の発生件数は 68 件で、発生件数は年々減少している。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災及び風水害等の災害発生時における市民の生活環境の早期回復と環境衛生の確保を目指し、迅速かつ適正に災害時の廃棄物処理を行う体制を構築するため、平成 19 年 5 月に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」を策定した。

当該計画の中の「地震災害対策」では、南関東地震を想定し、地震災害に対する計画条件の設定と緊急時、復旧・復興時、平常時の対応を記載している。災害廃棄物等の対応方針として、避難所から排出される生活ごみ及び住民が在宅している世帯から排出される生活ごみについては、市及び市の委託業者が収集運搬を行い、市の焼却施設等で処理することを基本とするが施設の損壊及び収集運搬能力の程度により民間事業者への委託等を検討する。

避難所等に設置された仮設トイレのし尿は、市の委託業者及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者に収集を委託し、市のし尿処理施設に投入する。当該施設への投入に支障が生じた場合は、市の浄化センターへの直接投入を検討する。

建物内の清掃により発生する解体を伴わない粗大ごみ（非解体分）は、通常時の収集体制を基本として市の焼却施設等において処理する。通常時の対応が困難な場合は、申し込みによる戸別収集からステーション収集への一時的な変更等について検討する。建築物の解体を伴う粗大ごみ（解体分）は、本市の焼却能力に余裕がないと想定されることから、仮施設あるいは他市町村や民間事業者の施設で処理を行う。

建築物の解体撤去に伴うがれきの処理を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」等に基づき、国庫補助を受けて市の事業として実施する場合には、個人所有と中小企業所有の建築物の解体により発生するがれきの仮置場への受入、処理を行うことを市の対応範囲とする。国庫補助対象となる建築物の解体撤去は、所有者からの申請に基づき、解体撤去と仮置場への運搬を市が民間事業者に発注する。発生するがれきの再利用、再資源化をできるだけ推進するため、木くず、その他の可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他不燃物とこれらに分類できない混合廃棄物の 6 分別に区分する。

生活ごみ及び粗大ごみ（非解体分）の最終処分については、災害時における発生量自体は大きな変化がないものと想定されることから、平常時と同様に民間事業者への委託により焼却残さ及び不燃残さを熔融固化処理する。解体分の粗大ごみの最終処分量は、約 3,000 m³/年、がれきの最終処分量は、約 373,000 m³/処理期間と試算しており、最終処分方法については、神奈川県及び公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会等と連携を取りながら民間事業者へ委託して実施する。

災害時に発生する解体分の粗大ごみとがれきの量を推計した結果、一時期に集中す

るため処理しきれない解体分の粗大ごみとがれきを一時保管するために必要となる仮置場面積は、43ha と想定される。市内に現時点で確保可能な仮置場は、深沢クリーンセンター敷地（駐車場）、笛田リサイクルセンター前広場・駐車場、鎌倉海浜公園坂ノ下地区、他 5 箇所の市内に分散した公共施設を想定しており、合計面積は、約 10ha である。現在不足している仮置場面積を補完するためには、建築物の解体スケジュールを調整することにより、早期に発生する膨大ながれきを平準化するとともに、迅速な仮設施設の設置や民間事業者、他自治体への処理委託を行うことにより仮置量が一時期に集中することを回避する。また、今後、市内の民間事業者の所有する施設を仮置場として一時的に使用することを検討する。

災害時の職員の配備については、災害廃棄物等処理計画に基づき、災害廃棄物等対策室を設置し、職員の被災状況等を勘案して新たに必要な人員を確保した上で体制の整備を行う。

「風水害対策」では、本市に大規模な被害をもたらした台風を想定し、風水害に対する計画条件の設定と緊急時、平常時の対応を規定している。

東日本大震災以降、平成 26 年度に見直しが図られた災害関係業務事務処理マニュアルの他、最新の「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び「鎌倉市地域防災計画」等の改定に合わせ、現在、本計画の見直しを進めており、平成 28 年度中に改定する予定である。

仮置場候補地リスト(平成26年9月現在)					
	候補地(案)	面積 (㎡)		候補地(案)	面積 (㎡)
1	野村総合研究所跡地	1,000	5	笛田リサイクルセンター	2,900
2	深沢地域国鉄跡(C用地、土)	20,000	6	植木剪定材受入事業場	4,800
3	深沢地域国鉄跡(A用地、芝)	44,000	7	山崎浄化センター	6,000
4	深沢クリーンセンター	1,705	8	鎌倉海浜公園水泳プール	18,074
					98,479

ウ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機）の処分方法については、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるため広報紙、ホームページ、資源物とごみの分け方・出し方に関するパンフレットなどで市民に周知している。

また、家電小売店で回収できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者のうち家電リサイクル券に対応可能な業者の情報を市民に提供している。

エ まち美化の推進

かながわ海岸美化財団と連携するボランティア団体の協力による海岸清掃、クリーンアップかまくら連絡会との協働で市内外多数の参加による「クリーンアップかまくら」全市一斉清掃の年 2 回の実施している。さらにボランティアの地域住民や企業等が市と合同で道路や公園、海岸など一定の公共の場所を定期的に清掃活動を行うアダプト・プログラム制度等、市民の自主的な活動を支援している。

これまで路上喫煙マナーの向上に期待した取組から、平成 20 年 9 月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を公布し、散乱ごみの大半を占めてきた吸殻の散乱防止を強化した。

さらに、平成 20 年度からは落書きのないまちづくり行動計画に基づき、神奈川県、神奈川県警、東京電力等市内に工作物を所有する施設管理者と円滑な連携を図り、落書きの被害に迅速に対応し、まちの美化を推進している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

[添付資料]

- ・ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ・ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ・ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- ・ 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- ・ 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- ・ 参考資料様式 6 計画支援概要

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	鎌倉市	(2) 地域内人口	174,162 人	(3) 地域面積	39.53 km ²
(4) 構成市町村等名	鎌倉市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日： 年 月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

※ 交付金要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成32年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	19,879	20,125	20,338	19,510	18,706	16,079 (H24比 -14.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.42	2.55	2.65	2.62	2.59	2.13 (H24比 -17.8%)
	家庭系 総排出量（トン）	49,470	49,636	49,702	49,483	48,797	43,692 (H24比 -10.5%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	285.2	285.0	285.1	284.0	280.2	254.7 (H24比 -9.1%)
合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	69,349	69,761	70,040	68,993	67,503	59,771 (H24比 -11.5%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	10,006 (14.4%)	9,092 (13.0%)	8,890 (12.7%)	9,158 (13.3%)	8,857 (13.1%)	8,900 (14.9%)
	総資源化量（トン）	33,118 (47.8%)	32,491 (46.6%)	32,719 (46.7%)	32,937 (47.7%)	32,497 (48.1%)	31,917 (53.4%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	0	0	0	0	0	0
減量化量	中間処理による減量化量	36,231 (52.2%)	37,270 (53.4%)	37,321 (53.3%)	36,056 (52.3%)	35,006 (51.9%)	27,854 (46.6%)
	(中間処理前後の差 トン)	0	0	0	0	0	0
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種類	事業主体	現 有 施 設 の 内 容				更 新、廃 止、新 設 の 内 容					備 考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力〔単位〕	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年	処理能力〔単位〕	
マテリアルリサイクル施設 (資源化施設)	鎌倉市	名越クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 (破砕) (圧縮)	有	50 t / 日 1 t / 日	S57.2 S57.2	更新予定なし					
	鎌倉市	今泉クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 (破砕) (圧縮)	有	50 t / 日 1 t / 日	S48.5 S48.5	更新予定なし					
	鎌倉市	笛田リサイクルセンター 資源化処理施設 カン・ビン (選別圧縮) ミックスペーパー (圧縮梱包)	有	20 t / 日 20 t / 日	H9.7 H9.7	更新予定なし					
ごみ焼却施設	鎌倉市	名越クリーンセンター (全連続、ストーカ)	有	150 t / 日	S57.2	更新予定なし					延命化
	鎌倉市	今泉クリーンセンター (全連続、ストーカ)	有	75 t / 日	S48.5	H27.3 焼却停止	焼却のみ停止				
最終処分場	鎌倉市	一般廃棄物最終処分場	有	10,713m ²	H7.2	H30年度 廃止予定	現在埋立は行っており、地権者へ土地を返却する。				

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものの添付資料3を添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成32年度
総人口		173,439	174,164	174,314	174,250	174,162	171,568
公共下水道	汚水衛生処理人口	154,113	155,502	155,876	156,339	156,328	156,505
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	88.86%	89.28%	89.42%	89.72%	89.76%	91.22%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	1,517	1,496	1,521	1,504	1,521	1,473
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.87%	0.86%	0.87%	0.86%	0.87%	0.86%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	17,809	17,166	16,917	16,407	16,313	13,590

5 浄化槽の整備の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種類	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始月日	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置 整備事業	鎌倉市	941	1,515	H22	15	24	H32	H22から浄化槽設置 の補助事業を実施

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 26年度)

事業種別 事業名称	事業 番号	事業主体 名称	規 模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付金対象事業費(千円)					備 考		
			単 位	開 始	終 了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度				
○浄化槽に関する事業						4,980	996	996	996	996	996	4,980	996	996	996	996	996		
浄化槽設置整備	21	鎌倉市	15	基	H27	H31	4,980	996	996	996	996	996	4,980	996	996	996	996	996	
○ごみ焼却施設に関する事業						119,916	119,916					0	0						
名越クリーンセンター基幹的設備改良事業	2	鎌倉市	150	t/日	H27	H27	119,916	119,916					0	0					全体工期 H24~H27 総事業費 3,284,993,280円
○施設整備に関する計画支援事業						129,600	5,393	867	340	97,000	26,000	113,000	0	0	0	90,000	23,000		
新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	31	鎌倉市		未定	H27	H31	129,600	5,393	867	340	97,000	26,000	113,000	0	0	0	90,000	23,000	全体工期 H27~H33 総事業費 157,600,000円
合計						254,496	126,305	1,863	1,336	97,996	26,996	117,980	996	996	996	90,996	23,996		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考
					開始	終了		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
処理施設の 整備に 関するもの	1	新エネルギー回収型 廃棄物処理施設 整備事業		鎌倉市			○						全体工期 H32～H36 (第三次計画 で整備)
	2	名越クリーンセンター 基幹的設備改良事業		鎌倉市	H27	H27		工事					全体工期 H24～H27
ごみの発生 抑制を最優 先した3R の取組み の拡充	11	施策1-1 リデュース(発生抑制) の推進	(1)家庭における食品ロス の削減	鎌倉市	H27	H31		家庭における食品ロスの削減					H27 実施
			(2)飲食店等における食品 ロスの削減	鎌倉市	H27	H31		飲食店等における食品ロスの削減					H27 実施
			(3)水切りの普及啓発	鎌倉市	H27	H31		水切りの普及啓発					H27 実施
			(4)家庭用生ごみ処理機 等のさらなる普及	鎌倉市	H27	H31		家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及					H27 助成実施 直接販売実 勢
			(5)事業所から排出される 生ごみ資源化の促進	鎌倉市	H27	H31		事業所から排出される生ごみ資源化の促進					H27 実施
			(6)生産、流通、販売工程 における使い捨て物品の 削減や製品等の耐久性の 向上	鎌倉市	H27	H31		生産、流通、販売工程における使い捨て物 品の削減や製品等の耐久性の向上					H27 多量排出事 業所協力要 請実施
			(7)事業系ごみ処理手数 料の見直し及び家庭系ご みの有料化の継続	鎌倉市	H27	H31		事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭 系ごみの有料化の継続					
	12	施策1-2 リユース(再使用)の 推進	(1)不用品登録制度などの リユース制度の拡充	鎌倉市	H27	H31		不用品登録制度などのリユース制度の拡充					H27 不用品登録制 度実施 リユース食器 補助制度実施
			(2)リサイクルショップ等の 民間事業に関する情報提 供	鎌倉市	H27	H31		リサイクルショップ等の民間事業に関する 情報提供					
	13	施策1-3 リサイクル(再生利用) の推進	(1)ごみと資源物の分別徹 底	鎌倉市	H27	H31		ごみと資源物の分別徹底					H27 実施
			(2)新たな資源化の検討	鎌倉市	H27	H31		新たな資源化の検討					
			(3)店舗等の店頭回収の 促進	鎌倉市	H27	H31		店舗等の店頭回収の促進					

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考	
					27年度	28年度		29年度	30年度	31年度				
市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備	17	施策4-1 市民サービスの向上	(1)家庭系ごみ戸別収集の検討	鎌倉市	H27	H31								
			家庭系ごみ戸別収集の検討											
			(2)分別しやすい排出方法の検討	鎌倉市	H27	H31								
	分別しやすい排出方法の検討													
	18	施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1)小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	鎌倉市	H27	H31								
			小規模事業所を対象として適正処理体制の検討											
(2)かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート			鎌倉市	H27	H31								H27 実施	
かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート														
		(3)3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR	鎌倉市	H27	H31									
3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR														
市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化	19	施策5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組みの推進	(1)3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	鎌倉市	H27	H31								
			3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進											
			(2)廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	鎌倉市	H27	H31								H27 実施
			廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働											
			(3)市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	鎌倉市	H27	H31								
	市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知													
			(4)滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市	H27	H31								
	滞在者に対する協力の呼びかけ													
	20	施策5-2 事業所としての市の取組み	(1)かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み	鎌倉市	H27	H31								H27 実施
			かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み											
		(2)再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	鎌倉市	H27	H31								H27 実施	
再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進														
浄化槽に関する事業	21	浄化槽設置整備	浄化槽設置整備費の補助	鎌倉市	H27	H31	○							
合併処理浄化槽設置整備費の補助														
生活排水対策	22	生活排水対策	下水道の整備等の促進、合併処理浄化槽の普及促進を図っていく	鎌倉市	H27	H31								
下水道の整備等の促進、合併処理浄化槽の普及促進														
処理体制の整備、変更に関するもの	23	施設設備に伴う分別区分の変更	循環型社会形成推進のための処理施設整備に伴う分別区分の変更	鎌倉市	H27	H31								
循環型社会形成推進のための処理施設整備に伴う分別区分の変更														

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	鎌倉市
(2) 施設名称	鎌倉市名越クリーンセンター(基幹的設備改良事業)
(3) 工期	平成27年度(全体工期:平成24年度～平成27年度)
(4) 施設規模	処理能力 150t/日 (75t/日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有(発電効率 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収率 %) ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	10年を超える延命化を図り、この間鎌倉市、逗子市、葉山町の二市一町で将来的な広域でのごみ処理に向けての協議を進める
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	119,916千円(総事業費:3,284,993千円)

施設概要(浄化槽系)

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	鎌倉市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を改善するために、市街化調整区域で単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽から合併処理浄化槽へ転換する際に補助金を交付することにより、法的義務付けのない、合併処理浄化槽の設置を推進する。
(4) 事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 4,980千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 (24人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	15 基(24人分)	基	4,980 千円	4,980 千円	4,980 千円
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	15 基(24人分) 改築を除く	基	4,980 千円	4,980 千円	4,980 千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

計画支援概要

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	鎌倉市
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
(4) 事業期間	平成27～31年度（全体事業期間：平成27年度～平成33年度）
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none">・基本設計等・環境影響調査等・発注支援業務等

(6) 事業計画額	129,600千円（全体事業計画額：157,600千円）
-----------	------------------------------

[その他の添付資料]

添付資料1 トレンドグラフ

添付資料2 現況施設配置図と施設整備予定図

添付資料3 生活排水処理施設整備構想

添付資料4 資源物とごみの分別区分

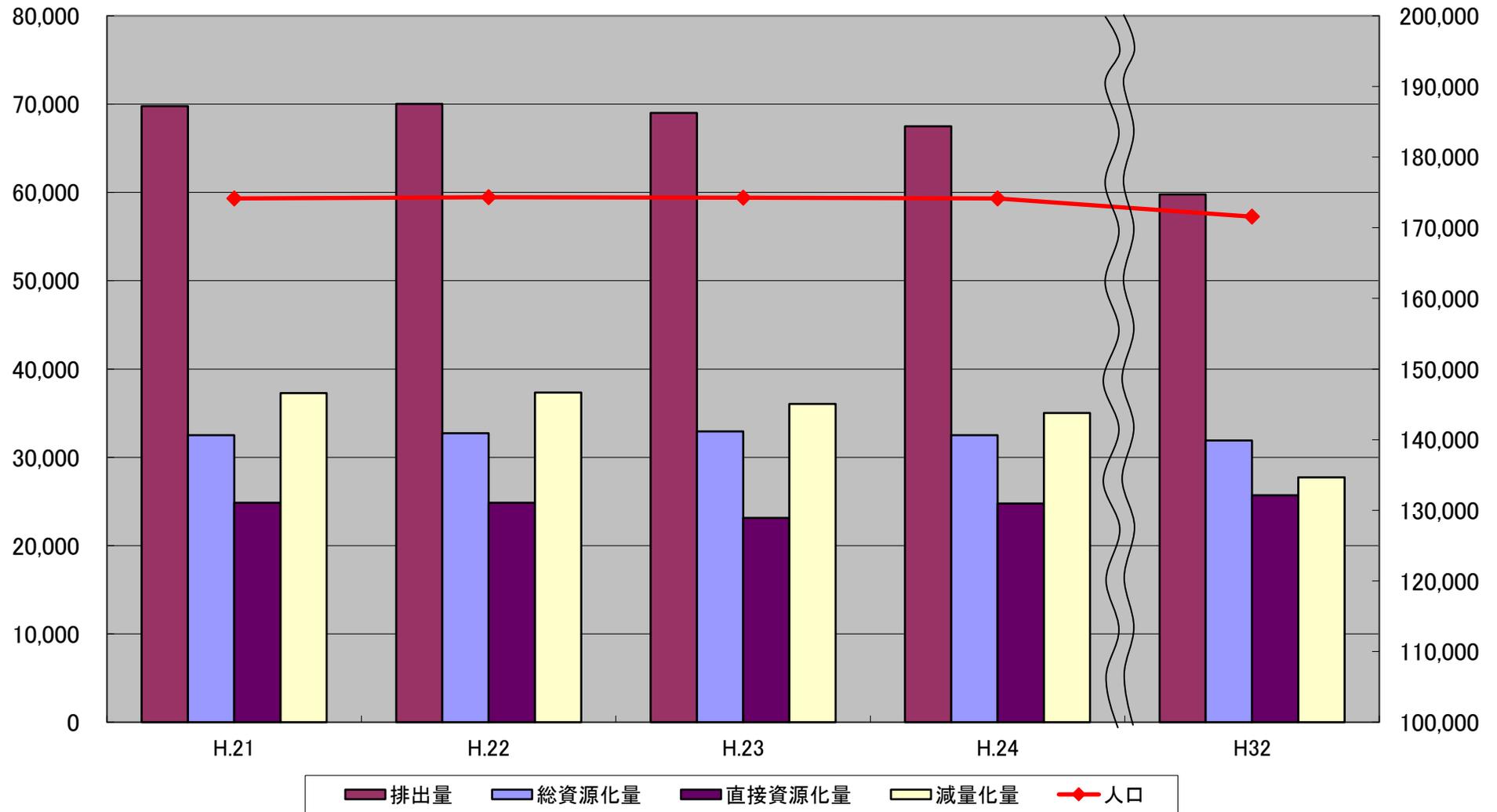
トレンドグラフ

- 1 グラフ 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
様式 1 に関する指標と人口等の相関をグラフに示す。
- 2 グラフ 2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ量の推移）
家庭系ごみや事業系ごみ、総資源化量等の相関をグラフに示す。
- 3 グラフ 3 現状と目標のトレンドグラフ（資源化量の推移）
各資源物の資源化量と人口の相関をグラフに示す。
- 4 グラフ 4 事業系ごみ量と事業所数の相関
事業系ごみ量と事業所数の相関をグラフに示す。

量(トン/年)

グラフ1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

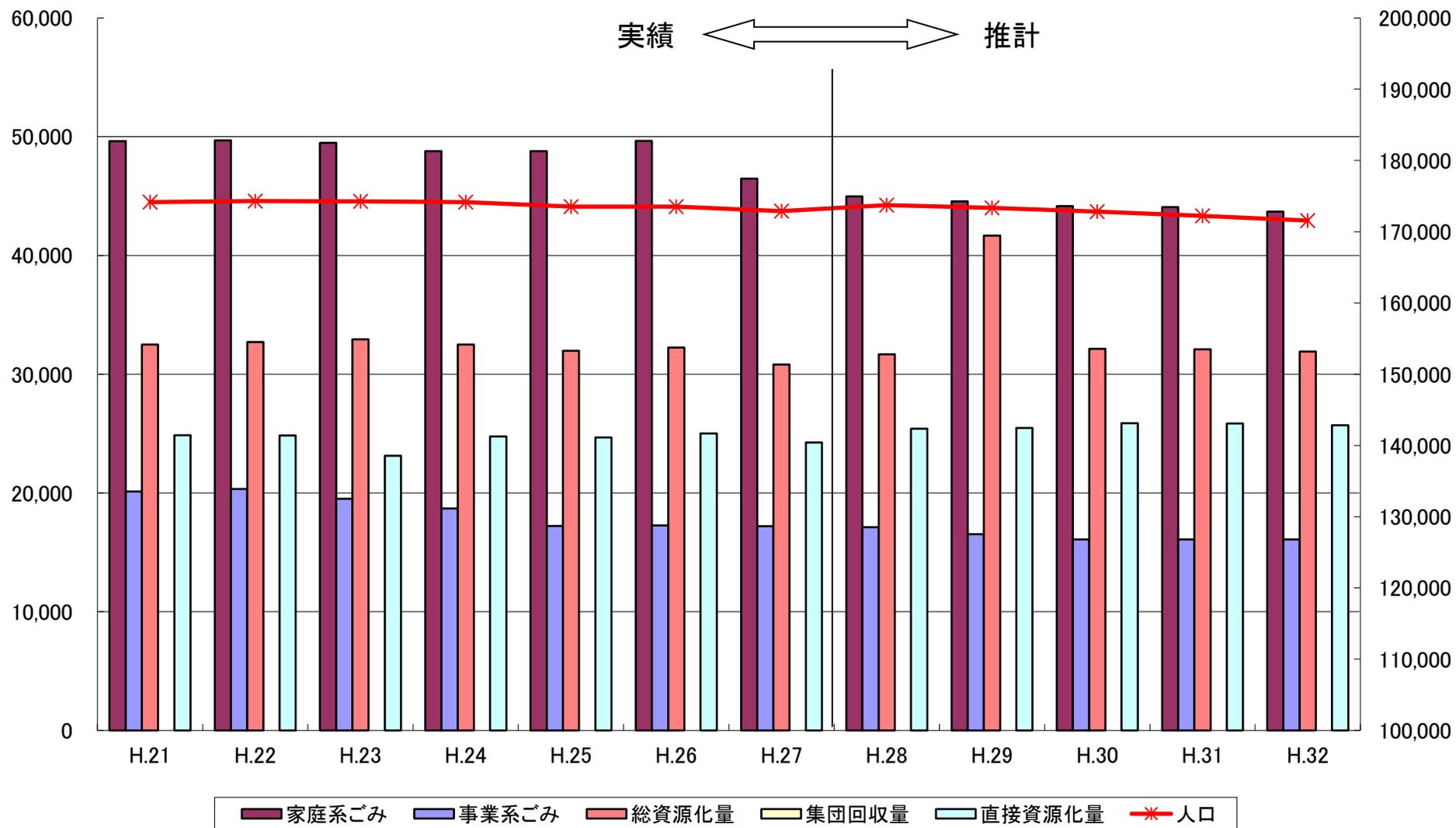
添付資料1-1
人口(人)



量(トン/年)

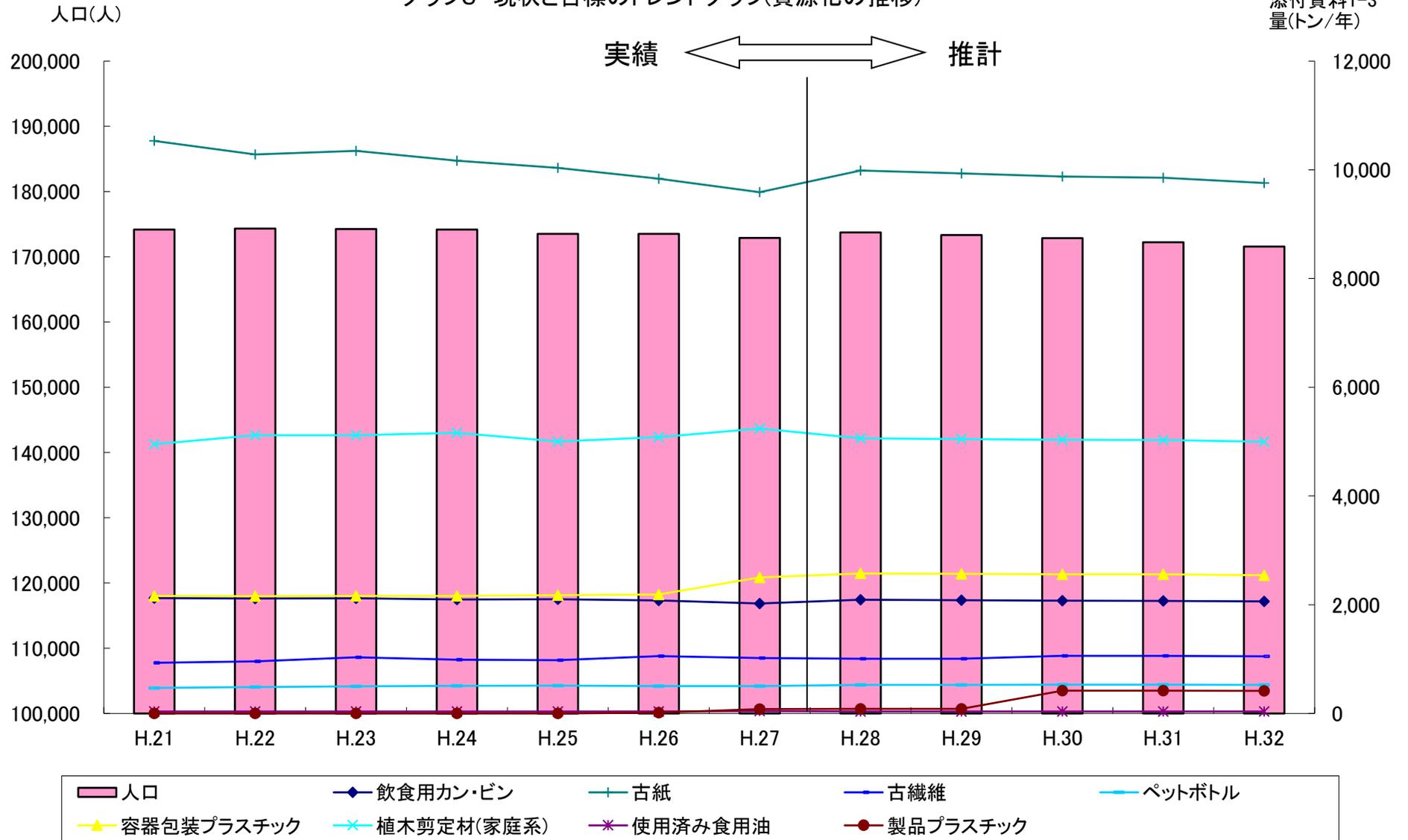
グラフ2 現状と目標のトレンドグラフ(ごみ量の推移)

添付資料1-2
人口(人)



グラフ3 現状と目標のトレンドグラフ(資源化の推移)

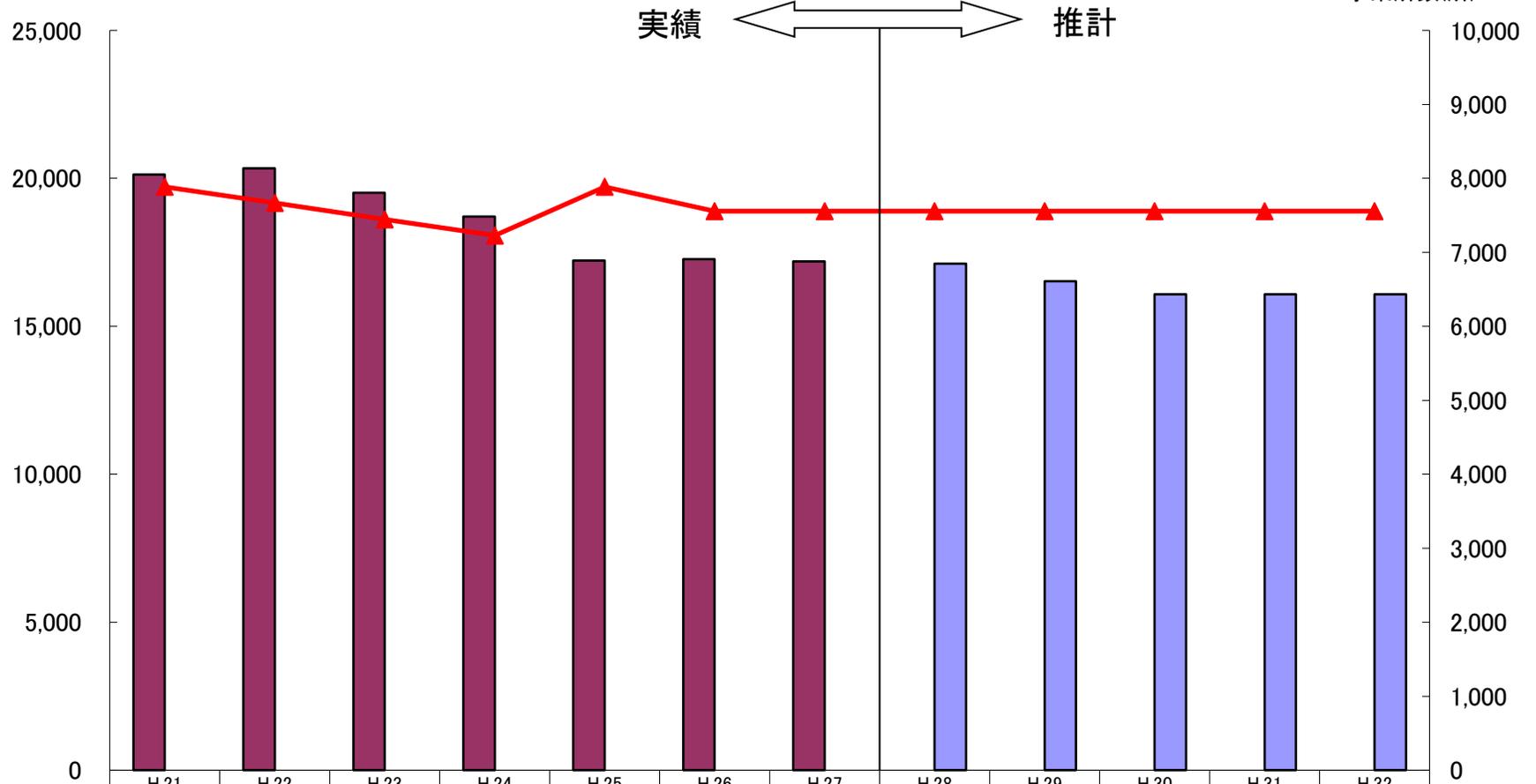
添付資料1-3
量(トン/年)



事業系ごみ量(トン)/年

グラフ4 事業系ごみ量と事業所数の相関

添付資料1-4
事業所数(所)



	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32
■ 事業系ごみ量(実績)	20,125	20,338	19,510	18,706	17,225	17,275	17,198					
■ 事業系ごみ量								17,116	16,524	16,079	16,079	16,079
▲ 事業所数	7,885	7,666	7,447	7,228	7,885	7,558	7,558	7,558	7,558	7,558	7,558	7,558

■ 事業系ごみ量(実績) ■ 事業系ごみ量 ▲ 事業所数

植木剪定材受入事業場

現況施設配置図

今泉クリーンセンター

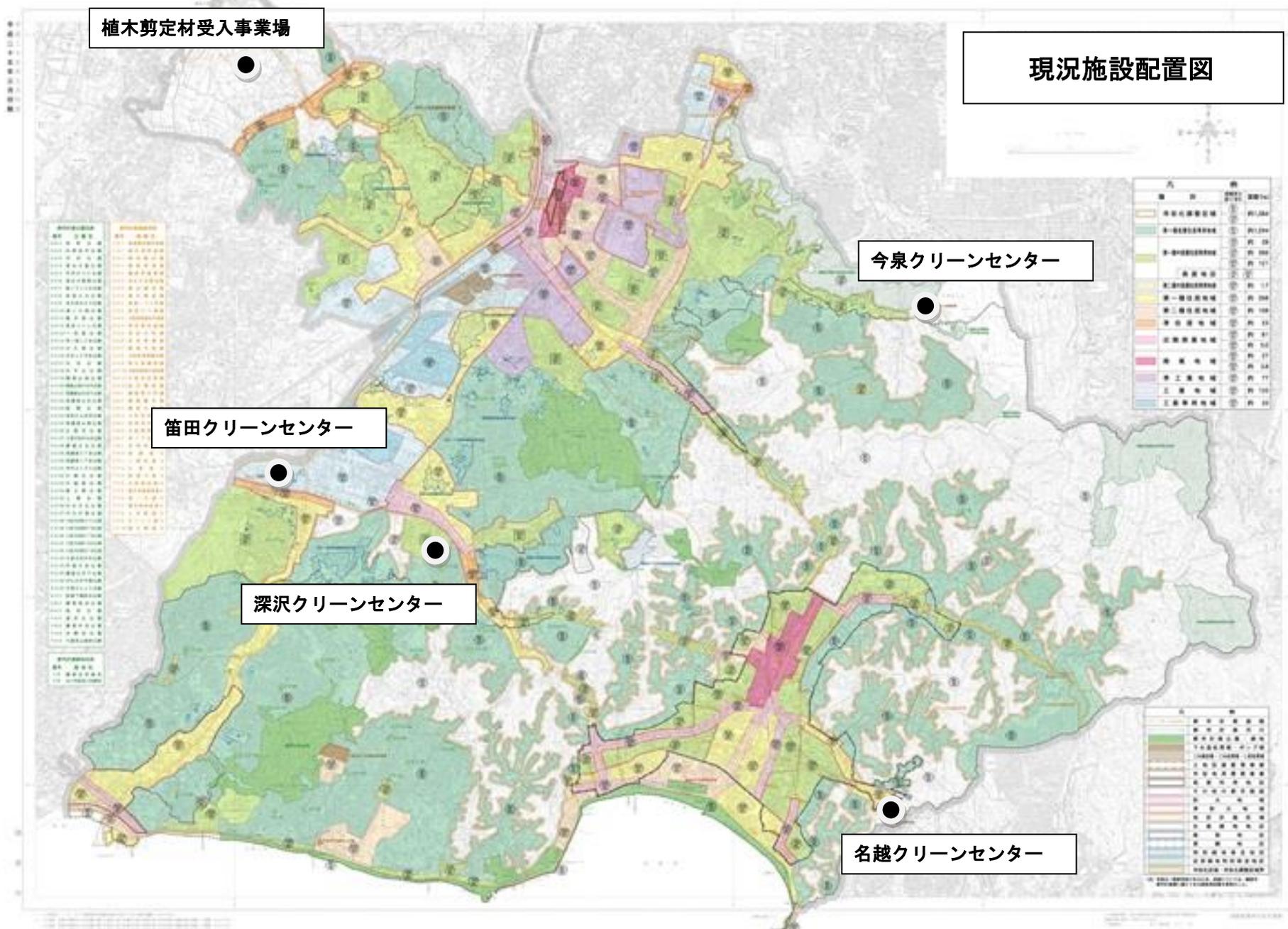
笹田クリーンセンター

深沢クリーンセンター

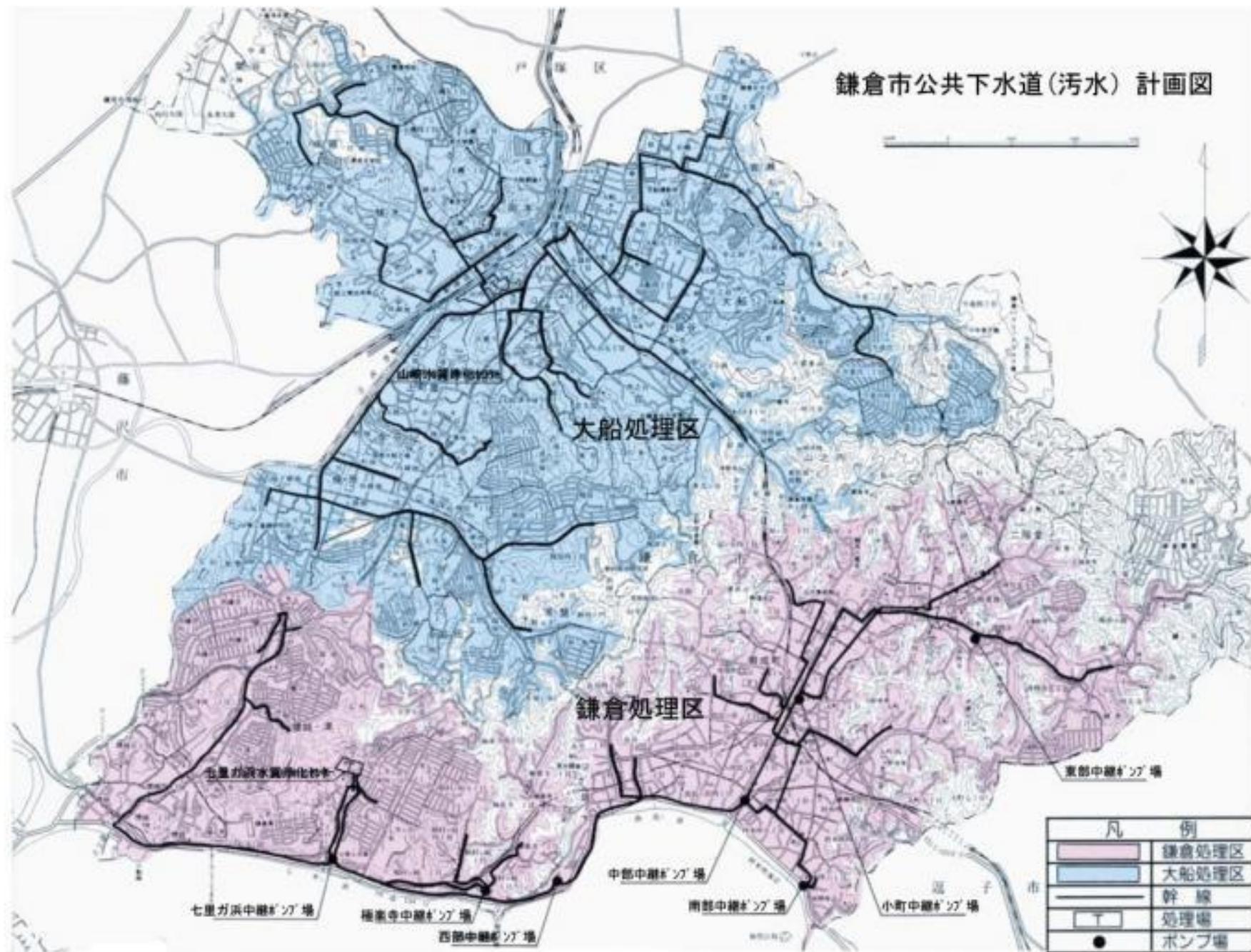
名越クリーンセンター

種別	面積(㎡)	面積(ha)
特別用途地域	約1,004	約0.25
第一種住居地域	約1,204	約0.30
第二種住居地域	約800	約0.20
第三種住居地域	約100	約0.025
準住居地域	約10	約0.0025
公園地域	約10	約0.0025
商業地域	約10	約0.0025
工業地域	約10	約0.0025
第三種工業地域	約10	約0.0025

種別	面積(㎡)	面積(ha)
第一種住居地域	約1,204	約0.30
第二種住居地域	約800	約0.20
第三種住居地域	約100	約0.025
準住居地域	約10	約0.0025
公園地域	約10	約0.0025
商業地域	約10	約0.0025
工業地域	約10	約0.0025
第三種工業地域	約10	約0.0025



鎌倉市公共下水道(汚水)計画図



資源物とごみの分別区分

区分	品 目	市民 分別	品 目	行政 分別	分別 合計		
資源物	飲食用カン	1	スチール	1	1		
			アルミ	2	2		
	飲食用ビン	2	無色	3	3		
			茶色	4	4		
			その他	5	5		
			生きビン	焼酎ビン	6	6	
				ビールビン	7	7	
				スタイニービン	8	8	
	ウィスキービン	9		9			
	ペットボトル	3			10		
	植木剪定材	4			11		
	紙パック	5			12		
	ミックスペーパー	6			13		
	紙類	新聞	7			14	
		雑誌・ボール紙	8			15	
		段ボール	9			16	
布類	10			17			
容器包装プラスチック	11			18			
使用済み食用油	12			19			
製品プラスチック	13			20			
ごみ	燃やすごみ	14			21		
	燃えないごみ	15	鉄くず類	10	22		
			残さ	11	23		
			小型家電	12	24		
	危険・有害ごみ	蛍光管	16			13	25
		乾電池	17			14	26
		体温計	18			15	27
		スプレーカン、カセットボンベ	19			16	28
		割れたビン・コップ・陶磁器 刃物類・鏡・板ガラス等	20			17	29
	粗大ごみ	21	木くず			18	30
			畳			19	31
布団					20	32	
羽毛布団					21	33	
その他					22	34	